

安芸高田市企業誘致に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における企業立地の促進及び産業の振興を図るため、企業誘致に係る支援措置の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業誘致 市外に拠点を持つ法人その他の事業者の立地又は市内に拠点を
持つ法人その他の事業者の移転及び拡張に関して支援することをいう。
- (2) 企業 法人その他の事業者をいう。
- (3) 立地 市内に新たに事業所を設置し、又は既存事業所を拡張することをい
う。
- (4) 拠点 企業の事業所又は工場等の活動拠点をいう。

(対象企業)

第3条 支援措置の対象となる企業は、次の各号のいずれかに該当する分野のも
のとする。

- (1) 製造業、情報通信業、研究開発業その他成長が見込まれる分野の企業
- (2) 市内に立地することで地域の活性化が見込まれる分野の企業
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める分野の企業

(指定要件)

第4条 企業は、次に掲げる要件のうち第1号から第6号までのすべてを満たす
場合又は第7号に該当する場合に限り、支援措置の対象として指定を受けること
ができる。

- (1) 新たに拠点を開設するために3,300㎡以上の土地が必要であること。
- (2) 投下固定資産総額が5,000万円以上見込まれること。
- (3) 市内に住民票を有する者の新規雇用(常勤に限る。)が1人以上見込まれる
こと。
- (4) 市内の経済活性化に資するための連携を目的として市と個別協定を締結す
る意向があること。
- (5) 指定を受けるにあたり、市と必要な事前協議を行っていること。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件を満たすこと。
- (7) 前各号に掲げる要件を満たした対象企業からの代理として任命を受けていること。

(指定申請)

第5条 企業誘致に係る支援措置の対象として指定を受けようとする企業は、企業誘致指定申請書(様式第1号)(以下「指定申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 企業概要資料
- (3) その他市長が必要と認める書類

(指定企業の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、企業誘致指定企業決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 指定期間は、指定を受けた日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

3 第1項の規定による指定を受けた企業(以下「指定企業」という。)は、指定期間の有効期限満了に際し、引き続き指定を受けようとするときは、市長の指定する日までに指定申請書を提出しなければならない。この場合において、前条の規定を準用するものとする。

(秘密保持契約)

第7条 指定企業は、企業誘致に係る支援措置を受けるにあたって秘密保持契約を市と締結するものとする。

(支援の提供)

第8条 市は、指定企業へ支援措置として次の各号に掲げる情報を提供するものとする。ただし、当該情報に個人情報等が含まれる場合は、市は、指定企業へ当該情報を提供することについて、あらかじめ当該情報の該当者から同意を得なければならない。

- (1) 土地に関する情報
- (2) 森林に関する情報
- (3) 道路に関する情報
- (4) 上水道・下水道等に関する情報
- (5) 市有財産に関する情報

(6) その他市長が必要と認める情報

(事前協議)

第9条 指定企業は、前条の支援を受けようとするときは、あらかじめ市と必要な協議を行うものとする。

(指定の取消し)

第10条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請を行ったとき。

(2) 要件を満たさなくなったとき。

(3) その他不適当と認められるとき。

(返還)

第11条 市長は、指定の取消しを行った場合、既に提供した情報の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月27日から施行する。